

家賃減免の手引

平成25年1月策定

平成28年2月改定



住 宅 課

目 次

I 概要	
I-1 減免制度の意義	1
I-2 減免の対象者	2
I-3 減免の方法	3
(1) 収入認定月額	3
(2) 減免基準額	4
I-4 減免の期間	4
II 減免の申請	
II-1 減免申請の受付	5
II-2 申請書の確認	5
II-3 添付書類の確認	6
(1) 添付書類一覧	6
(2) 書類整理上の注意点	7
III 減免の審査	
III-1 審査の手順	10
III-2 減免基準額の算定	10
(1) 一般生活費（基準生活費＋各種加算額）の算定前の注意点	10
(2) 基準生活費の算定	10
(3) 各種加算額の算定	11
III-3 収入認定額の算定	13
(1) 収入認定額の算定方法	13
(2) 収入額（添付書類別）の算定方法	13
(3) 収入額算定に係る注意点	14
(4) 控除額算定に係る注意点	15
III-4 減免の判定，減免率の算出等	20
(1) 減免の判定	20
(2) 減免率の算定方法	20
(3) 減免の不承認	20
(4) 減免後の家賃	21
III-5 減免期間の判定	21
III-6 日割計算の方法	22
III-7 承認・不承認	22
(1) 承認通知書の送付	22
(2) 不承認通知書の送付	22

Ⅳ 特別な減免	
Ⅳ-1 生活保護受給者の減免	23
（１）差額減免	23
（２）家賃免除	24
Ⅳ-2 傾斜家賃の減免	24
【参考１】減免対応フロー	25
【参考２】主な添付書類の見本等	26
【見本１】給与所得の源泉徴収票	26
【見本２】市民税・県民税課税台帳記載事項証明書	27
【見本３】給与支給証明書	28
【見本４】確定申告書	29
【見本５】収支明細書	31
【見本６】年金振込通知書	32
【見本７】年金額改定通知書と年金振込通知書が一体となった通知書	33
【見本８】児童扶養手当証書	34
【見本９】雇用保険受給資格者証	35
【見本１０】離職票	36
【参考３】根拠規定等	38
公営住宅法（抜粋）	38
広島県営住宅設置、整備及び管理条例（抜粋）	38
県営住宅家賃減免等の基準及び事務取扱要領	39

【用語の定義】

- 1 条例 広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成９年広島県条例第 13 号）
- 2 要領 県営住宅家賃減免等の基準及び事務取扱要領

I 概要

I-1 減免制度の意義

家賃は、入居者の収入に応じて額が決定される応能応益家賃制度である以上、通常であれば決定された家賃を減免する必要はないはずであり、この家賃の減免は、応能応益家賃制度の例外的規定であるとともに、補足的規定ともいえます。

したがって、家賃の減免は次のような特別な事情がある場合に行われることが想定され、この特別な事情は入居者ごとに個別具体的に判断されるものとされています。

① 公営住宅の家賃算定の基礎となる収入は、過去一年間における収入（前年又は前々年の収入）であるが、病気、災害、失職等により収入が著しく減少したり、あるいは予想外の大きな支出を余儀なくされたりして、その前年又は前々年の収入を基に算定した家賃をそのまま徴収することが不適当な場合

② 家賃算定基礎額は生活保護制度の存在を前提に設定されているが、生活保護基準以下の収入しかない入居者について、生活保護制度によってすべて対応するのではなく、家賃減免と生活保護が異なる手続きや基準の違いがある以上、両制度があいまって入居者の居住の安定が図られるべきとの考えから、生活保護受給決定を待つことが不適当な場合

③ 家賃制度・家賃算定基準の変更に係る法令改正が行われる場合であって、新家賃制度の適用に伴って必要と認められる場合

家賃減免制度は、申請主義で、入居者の申請を待って行政が判断権限を行使するものです。

したがって、どのような制度があるか知らなければ申請することもできないので、**入居者が適切に申請権を行使できるようにするためには、行政側（県及び指定管理者）の広報・周知が非常に重要**となります。



I-2 減免の対象者

家賃減免は、次のいずれかに該当し、家賃の納付が著しく困難であると認められる者に対して行うこととしています。

- ◎ 入居者（同居者を含む。以下同じ。）の収入が著しく低額であるとき
- ◎ 入居者が疾病にかかったとき
- ◎ 入居者が生活保護受給者で、家賃が住宅扶助認定額（※）を超えるとき
- ◎ 入居者が災害により著しい損害を受けたとき
など

※ 住宅扶助認定額とは、住宅扶助の限度額の範囲内で、福祉事務所長が家賃額（実費）で認定する額のことをいいます。【詳しくは、23ページを参照】

【参考】

条例第15条	要領第2条
① 入居者の収入が著しく低額であるとき	② 入居者の収入が著しく低額であるとき
② 入居者が病気にかかったとき	③ 入居者が疾病にかかったとき
③ 入居者が災害により著しい損害を受けたとき	④ 入居者が災害により著しい損害を受けたとき
④ その他知事が特に必要があると認めたとき	① 入居者が生活保護法の規定による生活保護を受けているとき ⑤ 県内の市町が設置する住宅の入居者が当該住宅の用途廃止に伴い県営住宅に移転したとき ⑥ その他知事において特別の事情があると認めたとき（前各号に準じて）



収入超過者（改良住宅の入居者は、公営住宅の入居収入基準を超えない者を除く。）及び高額所得者は、要領第2条第1号〔生活保護受給者〕、第2号〔収入が著しく低額〕及び第5号〔市町住宅から移転〕に係る減免は受けられません。

I-3 減免の方法

家賃減免の基本的な考え方は、

収入認定月額（最近1年間の平均月額収入） < **減免基準額** の場合に、

その満たない額の範囲内で、**原則として、10 %～70 %の率で減免**します。

(1) 収入認定月額

○ 世帯全員の収入額から控除額を差し引いて収入認定月額を求めます。

収入額 — **控除額** = **収入認定額**

※ 小数点以下の端数は切捨てます。

① 収入の例

給与等収入	給与所得（パート、アルバイト等を含む。）	
	事業所得	
給与等以外の収入	年金保険	老齢（基礎・厚生）年金，障害（基礎・厚生）年金，遺族（基礎・厚生）年金，企業年金 等
	児童・母子	児童手当，児童扶養手当，特別児童扶養手当 等
	労災保険	休業補償，障害補償，遺族補償 等
	雇用保険	基本手当，育児休業給付金 等
	そ の 他	その他の公的給付，仕送り等すべての収入

※ 生活保護法による保護の実施要領で収入として認定しないものは除きます。

② 控除の例

社会保険料	医療保険料※，年金保険料，介護保険料，雇用保険料
税 金	所得税，住民税
基 礎 控 除	勤労に伴う費用経費（生活保護の基準に準ずる）
医療費控除	疾病にかかった際の医療費（要領第2条第3号）
災 害 控 除	生活用品等を復旧するに要する経費（要領第2条第4号）

※ 医療保険料…国民健康保険料，健康保険料

(2) 減免基準額

- 生活保護の最低生活費の認定に準じて、一般生活費、教育費及び家賃等から算定して求めます。

一般生活費		+	教育費	+	基準生活費 × 0.3	+	家賃	=	減免基準額
基準生活費	各種加算額								

※ 10円未満の端数は切捨てます。

I-4 減免の期間

申請書を受け付けた日から1年以内（会計年度範囲内）で減免します。



ただし、次のような場合には、その状況に応じて減免期間を判定する必要があります。

- ① 失業中や同居者の就職など近い将来収入の変動が予想される場合
- ② 収入証明期間が短く、収入の確実な推定が困難な場合
【詳しくは、21ページ参照】

Ⅱ 減免の申請

Ⅱ-1 減免申請の受付

家賃減免は、県営住宅家賃減免申請書にその他必要書類が添付され申請されます。

申請書が提出されたときは、記入漏れがないかを確認し、申請書及び添付書類に不備がなければ、受付印を押します。

Ⅱ-2 申請書の確認

申請書について、次の項目について記入漏れがないかを確認します。

様式第12号（第12条関係）

申請年月日 平成 年 月 日

県営住宅家賃・敷金減免申請書

広島県知事様

住宅名・氏名及び電話番号

住宅名	県営	住宅	号	館	号
入居者氏名					
電話番号	()				

家賃の額、減免を申請する期間

押印の有無

次の理由により家賃・敷金の減免を申請します。

家賃（敷金）の額	月額	円（平成 年 月 日まで完納）
減免を申請する期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	月（日）分

入居者世帯の状況等

	入居者の続柄	同居者名 (別居扶養親族も含む。)	生年月日 (年齢)	同居・別居	職業	勤務先名 (学校)	年間総収入金額	
							給与所得	
入居世帯の状況	1	本人	明・大・昭・平 年 月 日 ()			TEL() -		
	2		明・大・昭・平 年 月 日 ()			TEL() -		
	3		明・大・昭・平 年 月 日 ()			TEL() -		
	4		明・大・昭・平 年 月 日 ()			TEL() -		
	5		明・大・昭・平 年 月 日 ()			TEL() -		

入居世帯の状況

* 生活保護法による住宅扶助料の受給の有無 有・無

* 住宅扶助料 円

家賃（敷金）減免申請の理由
(具体的に記入してください。)

住宅扶助の有無、(有の場合)住宅扶助額

減免申請の理由

なお、県営住宅家賃減免の承認を受けた場合は、次の事項を守ることが誓約します。

- 減免後の家賃は納入期日までに納めます。
- 入居世帯員に増減があったとき、入居世帯員の減免の減免を必要とする理由がなくなったときは、必ず届け出ます。

Ⅱ-3 添付書類の確認

(1) 添付書類一覧

○ 申請においては、申請者の収入の状況によって、最近1年間の収入を証明する書類など次のような必要書類が添付されているか確認します。

給与等収入がある者	
給与所得者	● 給与所得の源泉徴収票
	● 市（町）・県民税課税台帳記載事項証明書（※1）
	● 給与支給証明書
	【1月2日以降、中途就職、休職及び雇用形態の変動等があった場合】 ● 給与支給証明書
事業所得者	● 確定申告書の控え（昨年分）
	● 市（町）・県民税課税台帳記載事項証明書（※1）
	【1月2日以降、事業を開始等した場合】
	● 収支明細書
給与等以外の収入がある者	
年金受給者	● 年金額改定通知書と年金振込通知書が一体となった通知書
	● 年金振込通知書
	● 公的年金等の源泉徴収票
失業中の者	● 雇用保険受給資格者証
休職中の者	● 労働者災害補償保険の補償給付等支給決定通知書
	● 労働者災害補償保険の補償給付等支払振込通知書
	● 育児休業給付金支給決定通知書
母（父）子世帯	● 児童扶養手当証書
そ の 他	● 【障害を有する児童がいる世帯】特別児童扶養手当証書
	● その他公的給付の証書、支給決定、振込通知等
	● 仕送り証明書、預金通帳の写し等
無収入の者	
就職していない者 （専業主婦等）	● 市（町）・県民税課税台帳記載事項証明書
	【学生（高校生は除く。）の場合】
	● 市（町）・県民税課税台帳記載事項証明書＋学生証等
失業中の者	● 退職証明書（※2）
各種加算及び控除がある者（主なもの）	
障 が い 者	● 障害者手帳など氏名・等級（判定）が確認できるもの
社会保険料納付者	● 【源泉徴収されていない場合】保険料納入通知書等
医療費控除対象者	● 医療機関・薬局等の領収書（診療報酬点数のあるもの）
災害を受けた者	● 消防署又は警察署の損害証明書及び災害関連支出の領収証書



※1 **6月中旬から12月までの間に提出されたものに
限ります。**

※2 雇用主とのトラブル等により退職証明書が添付できない場合は、退職した会社や雇用主に対して電話照会をし、退職年月日の聞き取りをしてください。

(2) 書類整理上の注意点

① 基本的な事項

16歳以上の者（当該年度中に満16歳になる者を含む。）については、収入の確認が必要となります。

② 給与所得等の収入がある者

ア) 市（町）県民税課税台帳記載事項証明書（以下「所得証明書」という。）

1月から6月初旬頃の間所得証明書は、前々年の所得について証明されているため、収入を証明する添付書類としては認められませんので、取り扱いに留意してください。

※ 前年中の所得が記載された所得証明書は、個人の住民税の納税方法によって、5月中旬～6月初旬頃から市町に対して交付請求が可能となります。



ただし、**専業主婦や学生等の就職していない者の無収入を証明する書類としては認める取り扱いをしています。**

提出時期	収入証明	無収入証明
1月～6月初旬	×	前々年の収入がある場合 ×
		前々年の収入がない場合 ○
6月中旬～12月	○	前年の収入がある場合 ×
		前年の収入がない場合 ○

イ) 確定申告書

受付印の有無を確認してください。

また、申告の年分が前年のものかよく確認してください。（受付の日付が、1月や2月上旬など確定申告前のものは特に注意してください。）

ウ) 確定申告前の事業所得者の特例

1月や2月で確定申告前に事業所得者が減免を申請する場合は、昨年の確定申告書の控え又は所得証明書を添付することができることとします。

③ 年金受給者

通常、公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることから、

- ・ 4月からの改定後の年金額を年金額改定通知書により、
 - ・ 改定後の年金額で5月以降に支払いがある場合は年金振込通知書により、
- 受給者に対して通知（6月頃）されます。

したがって、これらの通知書が添付されている場合は、直近の改定後のものであるかを確認してください。



年金額改定通知書だけのものは、住民税等の公的年金からの引き落とし（特別徴収）額の確認ができないことから、申請者には、年金振込通知書と一体となった通知書、年金振込通知書や公的年金等の源泉徴収票を案内してください。

また、申請者がこれらの通知書を紛失等した場合は、年金事務所で再交付するか、公的年金等の源泉徴収票を提出させるよう指導し、年金証書は使用しない（証書の交付後、年金額の改定がない場合を除く。）ようにしてください。

通常は、年金額改定通知書と年金振込通知書が一体となった通知書が送付されますが、年金額が据え置かれた場合等は、年金振込通知書が単体で送付されます。



④ 児童扶養手当受給者

受給者は、6月から11月頃までの間、児童扶養手当証書を市町へ提出するため、手元に証書を持っていません。

そのため、減免更新の場合は、前回提出された証書のコピーを使用してください。

なお、提出期間中は、本人が市町に申し出れば、証明書や証書の写し等を受け取ることができます。

⑤ 失業中の者（基本手当受給者）

雇用保険受給資格者証については、ハローワークへ離職票を提出する前や受給説明会の開催前など、減免の申請時に手元に持っていない場合もあるので、このような場合には、雇用保険受給資格者証が交付された後、速やかに提出することを条件にして、離職票の写し等を徴した上で受付をしてください。

⑥ 無収入の者

専業主婦（夫）や学生等の無収入の者については、前記の『②給与所得等の収入がある者』でも記載していますが、交付時期が1月～6月上旬の所得証明書であっても認めることとしています。

Ⅲ 減免の審査

Ⅲ-1 審査の手順

県営住宅家賃減免判定表（以下「判定表」という。）により、次の手順で審査します。

- ① 住宅名，号館号室，裁量階層，氏名，家賃，住宅コードを確認し，記入
- ② 収入超過の判定
- ③ 減免基準額の算定
- ④ 収入認定額の算定
- ⑤ 承認・不承認の判定・減免率の算出及び減免額・減免後の家賃の算出
- ⑥ 減免期間の記入
- ⑦ 誤りがないか確認

Ⅲ-2 減免基準額の算定

（１）一般生活費（基準生活費＋各種加算額）の算定前の注意点

- 必ず入居世帯全員の年齢を確認してください。
- ４月の更新時における年齢については，４月１日現在の年齢を適用するので，注意してください。
- 生活保護法による保護の基準（以下「保護基準」という。）では，所在地域を全国で６区分の級地に分類して基準額を設定しており，広島県内の市町は次のとおり，区分されます。

１級地-２	……	広島市，呉市，福山市
２級地-２	……	三原市，尾道市，府中市，大竹市，廿日市市，海田町，坂町
３級地-１	……	その他の市町

（２）基準生活費の算定

- 基準生活費は，申請世帯の年齢別，世帯構成別及び所在地域別に分けて算定します。

所在地域別（級地別）		
第１類費（年齢別）	第２類費（世帯人員別）	
	基準額	冬季加算

(3) 各種加算額の算定

① 妊産婦加算

- 妊婦及び産後6か月までの産婦について加算します。
- 妊婦であること及び妊娠月数の確認は、母子健康手帳で行ってください。

② 母子加算

父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者がいる世帯について加算します。



加算となる児童は、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満の養育しなければならない障害児が対象となります。

③ 障害者加算

- 次に掲げる障害者について加算します。
 - ア) 身体障害者障害程度等級表1級、2級及び3級の身体障害者
 - イ) 国民年金法施行令別表1級及び2級障害者
 - ウ) 精神障害者保健福祉手帳障害等級1級及び2級の精神障害者
 - エ) 療育手帳の障害の程度が㉔、㉕及び㉖の知的障害者
- また、重度障害者で、家族などが常時介護しているなど次に掲げる場合には、さらに介護のための加算をします。
 - オ) 20歳未満で特別児童扶養手当等の支給に関する法律で日常生活において常時の介護を必要とする重度障害者を介護する場合
 - カ) 身体障害者障害程度等級表1級及び2級の身体障害者等を同一世帯に属する者が日常生活のすべてについて介護する場合
 - キ) 介護人をつけるための費用を要する場合
- 障害の程度の確認は、身体障害者手帳、国民年金証書、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等により行ってください。

④ 障害者加算と母子加算の重複調整

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれかの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合は、いずれか一方の加算額）を算定します。



ただし、次の2つは例外的に重複調整となりません。

- ・ 障害者加算のうち家族介護料及び他人介護料に相当する額（前記③の力及びキ）
- ・ 母子加算のうち児童2人以上の場合に児童1人につき加算する額

【例1】母（40歳・身体障害2級）、子（14歳）の世帯

〔母子（1人目）〕 22,790円 + 〔障害者（母）〕 26,310円 = 〔加算額〕 26,310円

【例2】母（40歳・身体障害2級）、子（14歳）、子（12歳）の世帯

〔母子（1人目）〕 22,790円 + 〔母子（2人目）〕 1,800円 + 〔障害者（母）〕 26,310円 = 〔加算額〕 28,110円

【例3】母（40歳・身体障害3級）、子（14歳）、子（12歳・身体障害2級）の世帯

〔母子（1人目）〕 22,790円 + 〔母子（2人目）〕 1,800円 + 〔障害者（母）〕 47,530円 + 〔障害者（子）〕 26,310円 = 〔加算額〕 50,900円

※ 例1～例3の加算額は、平成27年度の「1級地-2」のものを用いています。

⑤ 放射線障害者加算

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者などについて加算します。
- 認定を受けた者かどうかの確認は、手当証書又は被爆者健康手帳（裏面にゴム印があるもの）等により行ってください。

⑥ 児童養育加算

中学校修了前の児童の養育にあたる者について加算します。



判定表にもある第1子、第2子、第3子以降という数え方は、出生から18歳になった年の最初の3月31日までの間にある児童だけを指します。

↓ 18歳になった年の4月1日を経過する者は、ここでいう児童の数え方の対象ではありません。

↓ また、中学校修了年の4月以降の児童は数え方の対象となりますが、加算の対象とはなりません。

【例】19歳、16歳、10歳、5歳の子を養育している場合

年 齢	19 歳	16 歳	10 歳	5 歳	
数え方	—	第1子	第2子	第3子	
加算額	—	0円	10,000円	15,000円	〔計〕25,000円

Ⅲ-3 収入認定額の算定

(1) 収入認定額の算定方法

- 申請者世帯において収入がある者については、それぞれの収入額と控除額を計算欄を使用して算出し、その求めた額をそれぞれ内訳欄に記入して合算します。
算出した世帯全員の収入額及び控除額から、収入認定額を求めます。



収入認定額を算定する際の基本的な考え方は、申請者の今後の収入を適切かつ合理的に推定することです。
この手引に定めのない又はこの手引により難しい場合などは、この考え方にに基づき算定してください。

(2) 収入額（添付書類別）の算定方法 【主な添付書類】

給与所得者	
● 給与所得の源泉徴収票	・ 支払金額 ÷ 12
● 課税台帳記載事項証明書	・ 給与収入額 ÷ 12
● 給与支給証明書	・ (給与支給総額 ÷ 支給月 × 12 + 賞与額) ÷ 12 ※ 通勤手当は除く。
事業所得者	
● 確定申告書（昨年分） ● 課税台帳記載事項証明書	・ 事業所得金額を給与収入額に換算した額と収入金額を比較し、低い額を事業収入額とみなします。 ・ 事業収入額 ÷ 12
● 収支明細書	・ 総収入額から必要経費を控除して事業所得金額を求めます。 ・ 事業所得金額を給与収入額に換算した額と収入金額を比較し、低い額を事業収入額とみなします。 ・ 事業収入額 ÷ 12
年金受給者・恩給受給者	
● 年金額改定通知書	・ 合計年金額（年額） ÷ 12
● 年金振込通知書	・ 支給月は偶数月（年金支給は年6回） ・ 年金支払額 ÷ 2
● 公的年金等の源泉徴収票	・ 支払金額 ÷ 12
● 年金恩給等支払通知書	・ 支給月は7月、10月、12月、4月（支給は年4回） ・ 恩給支払額 ÷ 3
失業中の者	
● 雇用保険受給資格者証	・ 基本手当額 × 30

(3) 収入額算定に係る注意点

① 給与支給証明書の算出方法

- 中途採用の場合などで勤務日数が1月に満たない1か月目については、適正な額を算出するため、その1か月目は除いて計算します。



ただし、中途採用などで1か月目を除いて収入額を算定した場合であっても、減免期間を判定する際には、その除いた1か月目も収入証明期間に含めることとします。

- 証明期間中に収入の少ない月や就業していない月がある場合などは、原則として、その月も給与支給月数として収入額を算出します。
- 勤務して1年未満の場合などで、勤務先が雇用条件に基づき支給又は控除見込額を証明しておれば、その見込額も採用して収入額を算出します。(収入証明期間としても含めます。)

② 事業所得金額の換算

- 事業所得金額については、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使って収入金額に換算して算定します。
- 「給与所得控除後の給与等の金額」欄から事業所得金額以下の最大値①を選び、その金額を「給与等の金額」欄に当てはめ、その最小値(左欄)②を収入金額に換算した額とします。

【例】事業所得金額が1,070,000円の場合

収入金額に換算した額は、1,780,000円となり、この金額と実際の収入金額を比較して、低い額を事業収入額とします。

給与等の金額		給与所得控除後の 給与等の金額
以上	未満	
円	円	円
1,772,000	1,776,000	1,063,200
1,776,000	1,780,000	1,065,600
② <u>1,780,000</u>	1,784,000	① <u>1,068,000</u>
1,784,000	1,788,000	1,070,400
1,788,000	1,792,000	1,072,800
1,792,000	1,796,000	1,075,200
1,796,000	1,800,000	1,077,600



所得金額が、0以上969,000円未満の場合は、所得金額に65万円を加えた額を収入金額に換算した額としてください。

③ 事業所得が赤字の場合の取り扱い

営業やその他の事業等において赤字（収入金額－必要経費＜0）となっている場合は、事業所得金額はゼロとみなして計算します。



このような場合、提出のあった確定申告書の控えや所得証明書などを事業所得の無収入の証明として取り扱います。

ただし、収入金額が65万円以下で赤字となっている場合には、その収入金額を事業収入額としてください。

【例】収入金額 500 万円，必要経費 800 万円の場合

- ・事業所得金額 $500 \text{ 万} - 800 \text{ 万} = \blacktriangle 300 \text{ 万} \rightarrow 0 \text{ 円}$
- ・事業収入額 $0 \text{ 円} + 65 \text{ 万} = \boxed{65 \text{ 万}} < 500 \text{ 万}$

【例】収入金額 30 万円，必要経費 100 万円の場合

- ・事業所得金額 $30 \text{ 万} - 100 \text{ 万} = \blacktriangle 70 \text{ 万} \rightarrow 0 \text{ 円}$
- ・事業収入額 $0 \text{ 円} + 65 \text{ 万} = 65 \text{ 万} > \boxed{30 \text{ 万}}$



赤字事業以外に収入がある場合でも、その他の収入からの控除（損益通算）はしません。

④ 児童手当の計上

中学校修了前の児童がある世帯は、減免基準額の算定にあたり児童養育加算されますが、その場合、収入額においても同額の児童手当があるものとみなして算定します。

（４）控除額算定に係る注意点

① 社会保険料の算定方法

年間支払額又は給与から控除される社会保険料（健康保険料，年金保険料，雇用保険料など）の合計額を12で除します。

② 税金の算定方法

ア) 所得税

- 所得税計算書等を利用して算出します。



源泉徴収票や確定申告書の控えなどで所得税額が確認できる場合は、その金額により算出します。

- 所得税計算書の「課税される所得金額②①」から「所得税額②②」を求める場合は、所得税の税額表を参考にしてください。

【例】 課税される所得金額が 6,500,000 円の場合（復興特別所得税額を含む。）

$$(6,500,000 \text{ 円} \times 0.2 - 427,500 \text{ 円}) \times 1.021 = 890,822.5$$

⇒ **890,800 円** [100 円未満切捨て]

■ 所得税の税額表 ■

課税総所得金額 (A)		税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
から	まで			
—	1,949,000 円	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000 円	3,299,000 円	10%	97,500 円	((A) × 10% - 97,500 円) × 102.1%
3,300,000 円	6,949,000 円	20%	427,500 円	((A) × 20% - 427,500 円) × 102.1%
6,950,000 円	8,999,000 円	23%	636,000 円	((A) × 23% - 636,000 円) × 102.1%
9,000,000 円	17,999,000 円	33%	1,536,000 円	((A) × 33% - 1,536,000 円) × 102.1%
18,000,000 円	—	40%	2,796,000 円	((A) × 40% - 2,796,000 円) × 102.1%

※ 課税総所得金額等に 1,000 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てて上表を適用する。

イ) 住民税

- 市（町）・県民税計算書を利用して算出します。
- 市（町）・県民税計算書の「課税される所得金額②①」から「住民税額②③」を算出するため、「均等割②④、②⑤」と「所得割②③、②⑥」を求めます。

区 分	県民税		市（町）民税	
均 等 割	②④	2,000 円	②⑤	3,500 円
所 得 割	②③	②① × 0.04	②⑥	②① × 0.06
合 計	②④	②④ + ②③	②⑦	②⑤ + ②⑥

- 生命保険料控除、損害保険料控除及び配偶者（特別）控除等については、「所得税の確定申告の手引き」を参照の上、計算してください。



税金の基礎となる収入の課税対象期間は、所得税と住民税で異なります。

【所得税：当年1月～12月、住民税：前年1月～12月】

したがって、所得税は現年の所得を推定して算定されますが、住民税は前年の確定した所得を基に算定されます。

住民税額は、前年の所得証明書の税額を採用するか、前年の源泉徴収票で確認した前年の所得を基に算定してください。ただし、給与支給証明書等で住民税額が確認できる場合は、その額を採用して差し支えありません。

※ 給与支給証明書等で住民税額が確認できない場合は、所得証明書を提出してもらってください。なお、提出できない場合は、住民税額をゼロで取り扱うことについて了解する旨を本人から聞き取ってください。

③ 基礎控除

- 生活保護法による保護の実施要領の「基礎控除額表（月額）」を使用して、月額を求めます。
- 判定表では、自動計算されますので、所得の多い順に上から入力してください。

■基礎控除額表（月額）■

収入金額別区分	1人目	2人目以降
円 円	円 円	円 円
0～15,000	0～15,000	0～15,000
15,001～15,199	15,001～15,199	15,000
15,200～18,999	15,200	15,000
19,000～22,999	15,600	15,000
23,000～26,999	16,000	15,000
27,000～30,999	16,400	15,000
31,000～34,999	16,800	15,000

④ 医療費控除

- 医療機関等の領収書等により、3か月以上の療養期間があるかを確認します。



3か月以上の療養を要する疾病がどうかの判断は、領収書の最も早い日付のものと、最も遅い日付のもので3か月以上の期間があるかどうかで行ってください。

- 医療機関等の領収書等から、保険診療（保険で認められ、保険点数のあるもの）分の自己負担額のみを控除します。

※ 基本的には、医療保険制度に準じますので、自由診療（保険外）分は、対象外とします。



家賃減免と所得税では医療費控除の対象が異なります。

したがって、確定申告をする際には医療費控除の対象となる「通院費」や「入院時の部屋代・食事代」等は、家賃減免の医療費控除の対象とはなりません。

このため、確定申告書の控に記載がある医療費控除額を審査で採用することはできません。

- 暦月（月の初めから終わりまで）で医療費の自己負担額が、一定額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた金額が、あとで払い戻されます。

したがって、医療費控除をする際の控除額も自己負担限度額を上限としてください。

■ 70 歳未満の自己負担限度額 ■

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	多数該当(※1)
年収約 1,160 万円～ 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：年間所得 901 万円超	252,600 円＋ (総医療費(※2)－842,000 円)×1%	141,100 円
年収約 770 万円～約 1,160 万円 健保：標準報酬月額 53～79 万円 国保：年間所得 600～901 万円	167,400 円＋ (総医療費－558,000 円)×1%	93,000 円
年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標準報酬月額 28～50 万円 国保：年間所得 210～600 万円	80,100 円＋ (総医療費－267,000 円)×1%	44,400 円
～年収約 370 万円 健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保：年間所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

※1 多数該当…高額な負担がすでに年3回以上ある場合の4回目以降の自己支払限度額

※2 総医療費…窓口支払額ではなく、保険適用される診療のうちの総額（10割）

■ 70 歳以上の自己負担限度額 ■

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
現役並み所得者 （※1）		44,400 円	80,100 円＋ (総医療費－267,000 円)×1%
一般		12,000 円	44,400 円
住民税非課税者	Ⅱ（Ⅰ以外）	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ（※2）		15,000 円

※1 月収 28 万円以上など窓口負担 3 割の者

※2 年金収入のみの場合、年金受給額 80 万円以下など総所得金額がゼロの者

⑥ 災害費控除

- 対象となる災害関連支出とは、被災により生活用品等を修理又は再購入した場合に係る支出をいい、証明書として認める領収書等の日付は、当該災害が発生してから60日以内のものとしします。
- 被災により修理又は再購入する生活用品等としては、家具什器や衣類寝具等が考えられますが、その範囲は、生活保護基準（家具什器や衣類寝具であれば、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量など）に準じます。

Ⅲ-4 減免の判定、減免率の算出等

(1) 減免の判定

- 算出した減免基準額（G）と収入認定額（H）を比較し、
 （H）≥（G）の場合は、不承認、
 （H）＜（G）の場合は、承認となり、減免率を求めます。

(2) 減免率の算定方法

- 減免率は、次の算定式及び減免率表により求めます。

算定式							
$\frac{(G-H)}{G} \times 100 = \text{割合} \%$							
減免率表							
割合	0超～5未満	5～10未満	10～15未満	15～20未満	20～30未満	30～40未満	40以上
適用減免率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%

【例】減免基準額が 257,540 円、収入認定額が 178,875 円の場合

減免基準に満たない額の減免基準に対する割合が 30.54%となることから、
 減免率は 60%となります。

算定式							
$\frac{(257,540-178,875)}{257,540} \times 100 = 30.54 \%$							
減免率表							
割合	0超～5未満	5～10未満	10～15未満	15～20未満	20～30未満	30～40未満	40以上
適用減免率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%

(3) 減免の不承認

- 収入認定額が減免基準額を超えた場合は、減免不承認となります。

H ≥ G	H < G	承認の場合の減免率 (%)		
不承認	$\frac{(G-H)}{G} \times 100 = \%$	減免基準に満たない額の減免基準に対する割合	0超～5未満	5～10未満
		適用する減免率		

(4) 減免後の家賃

- 減免率を算定したら、基本家賃に減免率を乗じて減免額を決定し、基本家賃との差額を減免後の家賃とします。

Ⅲ-5 減免期間の判定

減免期間は、基本的には申請日から年度末までとしますが、次のような場合は、その状況等に応じて減免期間を判定します。

収入の証明期間		(減免期間)
給与支給証明書や収支明細書等で収入証明期間が短い場合	収入証明期間が1か月の場合	3か月間
	収入証明期間が2～5か月の場合	6か月間
就職の可能性		(減免期間)
現在無職だが近い将来就職の可能性がある場合 ※ ただし、60歳以上の高齢者や病気の診断書を添付している者については、年度末までを減免期間とすることができる。		6か月間
4月の更新時において、4月から就職見込みの者（大学4年生、短大2年生、専門学校生、高校3年生）がいる場合（※）		3か月間
雇用保険の給付		(減免期間)
当該年度内に受給期間が満了する場合		受給満了月まで
3か月間の給付制限がある場合		給付制限満了月まで



更新の際の中学3年生は、進学率等から勘案して「現在無職だが近い将来就職の可能性がある場合」には、該当しないものとして取り扱ってください。

（※）4月から就職見込みの者がいる場合の7月以降の更新は、次のとおり行ってください。

区 分		添付書類	減免期間
就職見込みの者が就職している場合		4、5月分の収入証明（給与支給証明書）	年度末まで
就職見込みの者が就職していない場合	進学していない場合	課税台帳記載事項証明書（6月から前年度分記載）	
	進学している場合	学生証又は在学証明書	

（注）該当者の状況が、前回申請時と同じであれば、前回の添付書類をコピーして使用してください。

Ⅲ-6 日割計算の方法

月の途中で申請があり、承認となった場合、その月の家賃は日割りで計算します。

【例】 10月24日に申請があり、基本家賃 20,500 円、減免率 60%の場合

$$20,500 \times 0.6 = 12,300 \text{ (減免額)}$$

$$20,500 - 12,300 = 8,200 \text{ (減免後の家賃)}$$

$$\frac{20,500 \times 23 + 8,200 \times 8}{31} = 17,325.80 \text{ (端数切捨)}$$

10月分の家賃

17,325 円

※ 11月以降は 8,200 円

(記入例)

家賃	減免率	減免額	減免後の家賃	減免期間
20,500 円	60%	3,175 円	17,325 円	23.10.24 ~ 23.10.31
		12,300 円	8,200 円	23.11.1 ~ 24.3.31

Ⅲ-7 承認・不承認

(1) 承認通知書の送付

- 審査の結果、承認となった者に対しては、決裁後、県営住宅家賃減免承認通知書を送付します。
- その際、口座振替払でない者には納付書を添えてください。

(2) 不承認通知書の送付

- 審査の結果、不承認となった者に対しては、決裁後、県営住宅家賃減免不承認通知書を送付します。

Ⅳ 特別な減免

Ⅳ-1 生活保護受給者の減免

(1) 差額減免

- 生活保護を受給している方で家賃が住宅扶助認定額を超える場合は、その超える額の範囲内で減免することができます。（事務取扱要領第2条の1）

$$\text{減免額} = \text{家賃} - \text{住宅扶助認定額}$$

※ 住宅扶助認定額（以下「認定額」という。）は、認定額の上限である限度額の範囲内で、福祉事務所長が家賃額（実費）で認定します。（家賃額が限度額を超える場合は、限度額が認定額となります。）

そして、住宅扶助費として実際に支給される額（以下「支給額」という。）は、認定額の満額とは限らず、認定額の範囲内で収入に応じて決定される額となります。

減免の対象となるのは、家賃額と認定額の差額であることから、例えば認定額と支給額に差があっても、その差額は減免の対象とはなりません。

家賃額＞限度額	減免対象	限度額が認定額となり、家賃額との差が減免対象となる。
家賃額≤限度額	減免対象外	家賃額と認定額は同額となることから、減免対象とはならない。



限度額は、世帯員数、世帯の状況、地域の住宅事情等により異なりますので、広島市、福山市及び広島県（広島市及び福山市を除く市町）の福祉事務所で確認してください。

(2) 家賃免除

- 生活保護受給者が疾病による入院加療のため住宅扶助の支給を停止された場合は、その停止された期間に応じ家賃を免除することができます（要領第2条第1号ただし書）。
添付書類の生活保護受給証明書などで住宅扶助が支給されていないことを確認してください。
- なお、減免判定表に記入する際は、計算欄に理由を記載し、生活費、教育費等のチェックは不要とします。

IV-2 傾斜家賃の減免

現行家賃と傾斜後家賃の二段構えで一括処理します。

**【例】 平成 24 年 4 月 1 日の申請時に家賃が 32,000 円で、
6 月から傾斜により 39,000 円に上がる場合**

(記入例 1)

家賃 = <u>32,000</u> 39,000	G 減免基準月額 <u>abc,def</u> ghi,jkl
---------------------------------	---------------------------------------

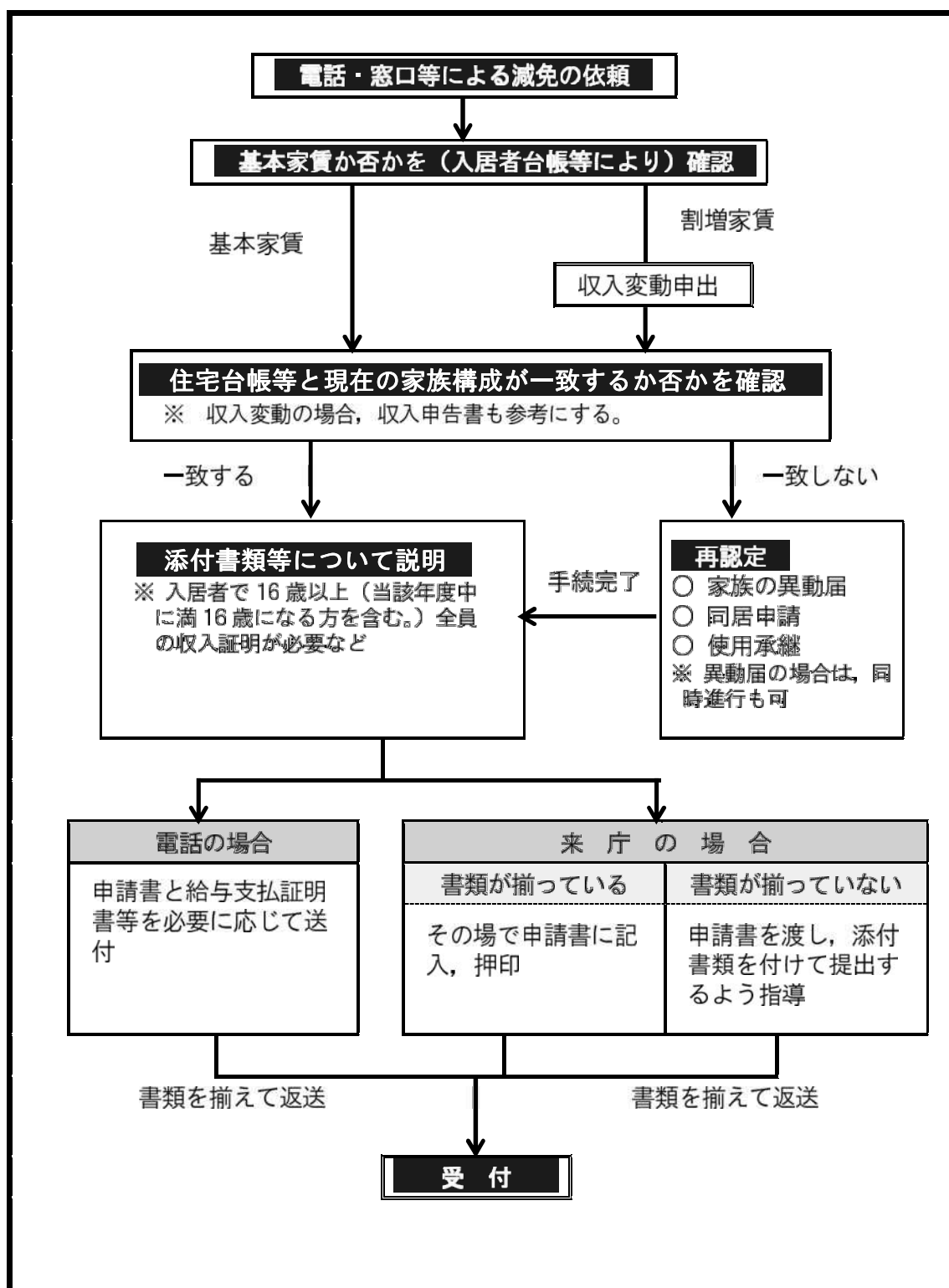
(記入例 2)

H ≥ G	H < G
不承認	承認 $\frac{(G-H) \times 100}{G} = \frac{AB, CD}{EF, GH} \%$

(記入例 3)

減免率	減免額	減免後の家賃	減免期間
40%	12,800 円	19,200 円	24.4.1～24.5.31
	15,600 円	23,400 円	24.6.1～25.3.31

【参考1】減免対応フロー



【参考2】主な添付書類の見本等

【見本1】給与所得の源泉徴収票

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	※区分	氏名		氏名	
	住所	氏名		氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
有 無		特 定	老 人	その他	特別
		人	人	人	人
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額		円		国民年金保険料等の金額	円
居住開始年月日 平成 年 月 日		円		配偶者の合計所得	円
前職 支払者名		円 社保		円 源泉	円
支払		円 源泉		円	円
扶養親族	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙 欄
本人が障害者	妻 婦	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日	
特別	その他	一般	特別	就職	退職
年	月	日	明	大	昭
年	月	日	年	月	日
氏名	氏名	氏名	(電話)		

(受給者交付用)

- ① 支払金額に記載されている金額を判定表の「収入認定額 H 内訳」、「収入額」、「給与等収入」の欄に記入してください。
- ② 中途就職の場合は、『支払金額÷(就職月数)×12 か月』の金額を記入してください。
- ※ 前職分がある場合は、支払金額から前職分を除いて算出してください。
- ③ 源泉徴収税額に記載されている金額を判定表の「収入認定額 H 内訳」、「控除額」、「所得税」の欄に記入してください。

【見本2】市民税・県民税課税台帳記載事項証明書

※ この見本は、広島市のもので、体裁は市町で異なります。

市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）

住所 広島市中区基町10番52号

氏名 ○○ ○○

※

○○年度	所得金額 3,460,000円	市民税 所得割額 97,200円	市民税 均等割額 3,500円	年税額 168,500円
		県民税 所得割額 65,200円	県民税 均等割額 2,000円	
△△年中の所得金額の内訳				
給与所得 ①	3,460,000円	医療費控除 社会保険料控除 生命保険料控除 地震保険料控除 配偶者控除 その他扶養控除 1人	100,000円 600,000円 58,000円 7,500円 330,000円 330,000円	基礎控除 330,000円 本人控当事項
給与収入	5,000,000円	扶養 障害者	(特 別) (その他)	所得控除合計 1,753,500円
備 考 16歳未満の扶養親族 2人				

本書のとおり相違ないことを証明します。

○○年 ○月 ○日

広島市長



① 給与収入に記載されている金額を判定表の「収入認定額 H 内訳」、「収入額」、「給与等収入」の欄に記入してください。

※ 営業所得が含まれている場合は、給与所得とみなして収入金額に換算した額と給与収入を比較し、低い額を収入とみなします。（手引P14参照）

[illegible]

事業所得収支明細書

事業所所在地		業種名		屋号	
--------	--	-----	--	----	--

1 月別収支（収支を月別に記入）

〔単位：円〕

事業等開始年月日		平成 年 月 日	
年 月	総収入額	必要経費	所得金額
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
合 計			

2 収支計算（自 平成 年 月 日・至 平成 年 月 日）

〔単位：円〕

科 目		金 額	科 目		金 額
売上（収入）金額 （雑収入を含む。）		1	経 費 その他の経費	修 繕 費	22
売 上 原 価	期首商品（製品） 棚 卸 高	2		消 耗 品 費	23
	仕 入 金 額 （製品製造原価）	3		福 利 厚 生 費	24
	小 計	4			25
	（2＋3）	4			26
	期末商品（製品） 棚 卸 高	5			27
	差 引 原 価 （4－5）	6			28
差 引 金 額 （1－6）		7		維 持 費	29
経 費 その他の経費	給 料 賃 金	8		経 費 計 （8～29の計）	30
	外 注 工 賃	9		再 差 引 金 額 （7－30）	31
	減 価 償 却 費	10		事 業 専 従 者 控 除 （人）	32
	貸 倒 金	11		所 得 金 額 （31－32）	33
	地 代 家 賃	12			
	利 子 割 引 科	13			
	租 税 公 課	14			
	荷 造 運 賃	15			
	水 道 光 熱 費	16			
	旅 費 交 通 費	17			
その他の経費	通 信 費	18			
	広 告 宣 伝 費	19			
	接 待 交 際 費	20			
	損 害 保 険 料	21			

平成 年 月 日

氏 名

印

- 31

【見本6】年金振込通知書

年金振込通知書

(振込振込予定日) 年 月 日

〇年金の種別

〇年金振込の標準口座番号(市役所コード)

〇年金振込の標準氏名

〇振込先

① 〇「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

	円	円	円
年金支払額	円	円	円
保険料等	円	円	円
年金支払額より特別徴収する保険料等	円	円	円
徴収人住所税額	円	円	円
特別徴収額	円	円	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、国民年金保険料(第2号被保険者)、国民年金保険料(第3号被保険者)となります。

厚生労働省
自治体支出部 厚生労働省年金局事業企画課

支払予定日について

年金の支払日は原則毎月15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金曜日の営業日となります。平成29年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成29年】
 ・ 8月15日(4月、5月分) ・ 8月15日(6月、7月分)
 ・ 10月15日(8月、9月分) ・ 12月15日(10月、11月分)

【平成27年】
 ・ 2月15日(12月、1月分) ・ 4月15日(2月、3月分)

(注意事項)

- ・ 支払額が変更になったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ・ 本ページの年金振込の支払期限(期日)が平成29年2月15日となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ・ 平成27年4月分(5月支払予定)からの年金振込は、改めてお知らせいたします。
- ・ 「年金支払額」の欄に「※」印が振込されている方は、通知時期(振込日)の変更が予定されています。

年金から特別徴収する保険料等について

① 日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料、国民年金保険料(第2号被保険者)、国民年金保険料(第3号被保険者)を徴収しています。

② 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

③ 徴収対象者(国民健康保険料、国民年金保険料(第2号被保険者))については、市区町村に申し出るにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(第2号被保険者、第3号被保険者)に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の役所または市区町村役場におたずねください。

1409 1419 9224

①の年金支払金額×年度の振込回数(通常は6回)の金額を判定表の「収入認定額 H 内訳」、「収入額」、「年金」の欄に記入してください。

【見本 7】年金額改定通知書と年金振込通知書が一体となった通知書

① 平成年度・厚生年金保険年金額改定通知書		② 年金額改定通知書	
(この通知書は、年金額を算出するものですので大切に保管してください。)			
ご年令の欄：		氏名	
所屬記録の 基礎年金額・年度コード		ご年令記録の基礎年金額・年度コード	
ご受給者の氏名			
一 覧 表 に 掲 載 中 の 項 目	基 本 額	円	①
	支 給 停 止 額	円	
	年 度 額	円	
厚 生 年 金 保 険	基 本 額	円	
	支 給 停 止 額	円	
	年 度 額	円	
合計年金額（年度）		円	
平成26年4月分から上記のとおり年金額を設定しましたのでお知らせします。 改定した年金額は、平成26年1月（4、5月分）からお支払いします。			
年 月 日			
厚生労働大臣 印			
(改定内容に関しては、裏面「その他読みかた」をご覧ください。)			
ご年令の欄：		氏名	
ご年令記録の基礎年金額・年度コード			
ご年令記録の氏名			
ご職別			
① 国民年金第1号被保険者として加入されている場合 ② 国民年金第2号被保険者として加入されている場合			
年 金 支 払 額		円	②
介 護 保 険 料 額		円	
		円	
所得割額および 復興特別所得割額		円	
個人住民税額		円	
総 収 入 額 込 額		円	
※年額が1万円を超えている保険料等とは、介護保険料、国民年金保険料、復興特別所得税額、国民健康保険料（市町村によって納入方法が異なります）。			
年 月 日			
厚生労働省 官製直印機 厚生労働省年金事務所に設置		印	

①の年金支払金額×年度の振込回数（通常は6回）の金額を判定表の「収入認定額 H 内訳」,「収入額」,「年金」の欄に記入してください。

【見本 8】児童扶養手当証書

証 書 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇
受 給 者 氏 名	〇〇 〇〇
生 年 月 日	昭和〇〇年 〇月 〇日
住 所	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目 〇〇番〇-〇〇〇号
①	
手 当 月 額	〇〇, 〇〇〇円
支 給 対 象 児 童 数	〇人
支 給 開 始 年 月	平成〇〇年 〇月
支 払 金 融 機 関	〇〇〇〇銀行 〇〇支店
有 効 期 限	平成〇〇年 〇月 〇日
平成〇〇年 〇月 〇日 〇 〇 市 長 印	

①の手当月額を判定表の「収入認定額 H 内訳」,「収入額」,「児童扶養手当」の欄に記入してください。

【見本9】雇用保険受給資格者証

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限	
① 16. 求職申込年月日	③ 17. 認定日	18. 受給期間満了年月日			
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間			
22. 離職前事業所名					
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			
0 0 0 0					

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

電話番号

公共職業安定所長

交付 年 月 日

①の基本手当日額×30日の金額を判定表の「収入認定額 H 内訳」,「収入額」,「その他」の欄に記入してください。

給付制限の有無については, ②の欄で確認してください。

受給期間は③の所定給付日数の欄で確認してください。

※ 所定給付日数は, 対象者が一般離職者(自ら辞めた人, 定年退職した人等)か特定受給者(倒産, 解雇により退職した人等)等であるか, 年齢, 被保険者であった期間によって異なります。

37

180

1